

石川県公報

令和元年10月29日

第13252号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額 (男女共同参画課)	1	○入札公告 (行政経営課)	5
○石川県農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正 (農業政策課)	2	○入札公告 (管財課)	6
○土地収用法に基づく事業の認定 (監理課)	3	○第69回石川県准看護師試験公告 (医療対策課)	7
○都市計画の変更 (都市計画課)	5	○農業振興地域の区域の変更公告 (農業政策課)	8
		○農用地利用配分計画の認可公告 ()	8
		○都市計画区域の変更公告 (都市計画課)	9

告 示

石川県告示第204号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第2項及び第121条の規定により、個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額を次のとおり定める。

なお、個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額(平成26年石川県告示第244号)及び個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額(平成26年石川県告示第439号)は、廃止する。

令和元年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

施設の名称及び使用に供する設備		(名称) 石川県女性センター	
施設の種類		(設備) 1階ホール及び楽屋	
演説会場の面積		七四五平方メートル	
施設の範囲程度	演説会場	照明の種類程度	常設電灯 100ワット 三四灯 1100ワット 四七灯 臨時電灯 スポットライト1キロワット 三六灯 ポーターライト1110ワット 111六灯 ホリゾントライト1100ワット 九〇灯 フットライト六五ワット 七二灯
		機	1個
		椅子	10脚 110脚
		拡声装置	1式
		マイクロホン	七本
		ワイヤレスマイクロホン	二本
	スタンド	六本	
	卓上スタンド	六本	
	椅子	三五〇脚	
	弁士控室	照明の種類程度	常設電灯 四〇ワット 一八灯
楽屋 三室(うち和室一室)			

納付すべき費用の額	その他	下駄棚、便所、雨具掛等	平常のまま開放する。			
	区分		午前	午後	夜間	
			午前九時から 正午まで	午後一時から 午後四時まで	午後五時から 午後九時まで	
	ホール	土曜日、日曜日及び国民の祝日 に関する法律(昭和三十二年法律 第百七十八号)に規定する休 日	一五、四一〇円	一五、四一〇円	三三、八五〇円	
		その他の日	一一、七八〇円	一一、七八〇円	三〇、二二〇円	
ホール 附属設備	照明装置A	午前、午後及び夜間の各一回一式につき			五、二二〇円	
	照明装置B	午前、午後及び夜間の各一回一式につき			一〇、四六〇円	
加算額	冷暖房期間中は、ホール各区分の使用料に百分の三十を乗じた額(算出した使 用料の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)				候補者負担	
	音響、照明装置操作員人件費					

施設の種類	施設の名称及び使用に 供する設備		(名称) 石川県女性センター	
			(設備) 大会議室	
演説会場の面積		一五八平方メートル		
施設の範囲程度	演壇	照明の種類程度	常設電灯による点灯	
		椅子	一個 三六脚 一〇〇脚	
	演説 機	マイクロホン	三本	
		ワイヤレスマイクロホン	二本	
		スタンド	一本	
		卓上スタンド	一本	
	その他	下駄棚、便所、雨具掛等	平常のまま開放する。	
納付すべき費用の額	区分	午前	午後	夜間
		午前九時から 正午まで	午後一時から 午後四時まで	午後五時から 午後九時まで
	大会議室	一一、四〇円	一一、四〇円	三、一〇〇円
加算額	冷暖房期間中は、大会議室各区分の使用料に百分の三十を乗じた額(算出した 使用料の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)			候補者負担

石川県告示第205号

石川県農業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和46年石川県告示第263号)の一部を次のように改正する。

令和元年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条の表第1号から第3号までの規定中「年1.28%~年1.38%」を「年1.29%~年1.39%」に、「年0.88%」を「年0.89%」に改め、同表第4号中

「

年1.28%	年1.28%	年0.88%
～		
年1.38%		

」を「

年1.29%	年1.29%	年0.89%
～		
年1.39%		

」に改め、同表第5号中「年1.28%～年1.38%」

を「年1.29%～年1.39%」に改め、同表第6号中「年1.28%」を「年1.29%」に、「年0.88%」を「年0.89%」に改め、同表第7号中「年1.28%～年1.38%」を「年1.29%～年1.39%」に、「年0.88%」を「年0.89%」に改め、同表第8号中「年1.28%」を「年1.29%」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第2条の規定は、令和元年10月21日以後に貸し付けた資金に係る利子補給について適用し、同日前に貸し付けた資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

3 令和元年10月21日以後に貸し付けた資金のうち同日前に承認を受けたものの利子補給については、前項の規定にかかわらず、当該資金に係る同日前の貸付利率又は同日以後の貸付利率のいずれか低い方を基準として利子補給率を定めるものとする。

石川県告示第206号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和元年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 起業者の名称

白山市

2 事業の種類

広陽小学校隣接駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

白山市知気寺町ぬ地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、白山市知気寺町ぬ地内を起業地とする「広陽小学校隣接駐車場整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、法第3条第21号に掲げる「学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校」に関する事業であり、同条第23号に掲げる「社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業」に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である白山市(以下「起業者」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3第2項の普通地方公共団体である。

起業者は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

広陽小学校(以下「同校」という。)は、白山市知気寺町をはじめ、富光寺町、道法寺町、鶴来桑島町等19町の児童が通学する学校教育法第1条に掲げる小学校であり、同校敷地内には社会福祉法第2条第3項第2号に掲げる放課後児童健全育成事業としての放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)が併設されている。

また、同校は、白山市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(平成17年白山市教育委員会規則第11号)により体育館及びグラウンドを地域のスポーツ団体に開放している。

現在、同校は63台分の駐車場を有しているが、児童送迎のために来訪する保護者の自動車、児童クラブ職員、同校教職員及び給食調理員等のうち自動車通勤している職員等の自動車の駐車により満車状態が慢性化しており、特に、児童の送迎がピークとなる時間帯や、学校行事、スポーツ団体が同校施設を利用する際には、既存の駐車場ではこれらの自動車を収容しきれず、同校周囲の道路において、駐車場から溢れた自動車の路上駐車が横行する状況となっており、視界が非常に悪くなることから、これらの自動車や、同校周囲の農地に係る農業関係車両などの車両と、同校児童との接触事故の危険性があり、加えて、児童クラブ利用者の増加が見込まれることに対応するため、令和2年度において、新たに定員60名の児童クラブの運用開始が予定されており、同校周囲の道路において路上駐車の一層の増加が懸念され、接触事故の危険性がより増大することが危惧される状況にある。

本件事業の完成により、駐車場が整備されることから、同校周囲の路上駐車が解消されることに伴い、通学路として利用する児童等歩行者の安全確保及び安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業の起業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)による保護のために特別な措置を講ずべき動植物も確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、

- (ア) 学校施設及び児童クラブを利用するために、最小限必要な60台分の駐車場の面積を確保できること。
- (イ) 児童が安全に使用できる場所であること。
- (ウ) 周辺農業地域に悪影響を与えないこと。

以上の条件を全て満たす同校周辺の3箇所の候補地で比較検討した結果、申請案は、社会的、技術的及び経済的な観点から総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越するので、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、車両と児童等歩行者との接触事故発生の危険性がある本件事業の起業地について、児童等歩行者の安全確保及び安全かつ円滑な自動車交通の確保のため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、林地区町会長協議会、館畑地区町会長協議会、鶴来地区交通安全協会林支部、同協会館畑支部及び広陽小学校PTAより、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であり、また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると是認される。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
白山市教育委員会事務局教育総務課

石川県告示第207号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

令和元年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
金沢都市計画区域区分	金沢市南新保町、大友1丁目、打木町及び中屋町の各一部、野々市市長池、郷町及び郷二丁目の各一部並びに金沢市戸水町タ之部63番3の地先公有水面	石川県土木部都市計画課、金沢市都市整備局都市計画課、野々市市土木部都市計画課及び内灘町都市整備部都市建設課
金沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	金沢都市計画区域	〃

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム通信機器 借上 一式

(2) 調達件名の特質等

入札仕様書による。

(3) 借上期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

(4) 設置場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和元年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部行政経営課情報システム室ネットワーク管理グループ

電話番号 076-225-1322 FAX番号 076-225-1319

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所において交付

(3) 入札書の交付期間

令和元年10月29日（火）から同年11月12日（火）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

4 入札の日時及び場所

令和元年11月29日（金）午前10時

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎511会議室（入札後、即時開札する。）

5 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札説明書及び仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。

(3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は4に定める入札の日時及び場所に集合すること。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

石川県有施設への広告掲載（デジタルサイネージ）

(2) 広告を掲載することができる施設

施設名	掲載箇所
小松警察署	1階 ロビー

(3) 掲載期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

2 入札方法

上記の県有施設を入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 日時

令和元年12月5日(木)午後1時30分(入札後即時開札とする)

(2) 場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階 603会議室

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和元年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 契約の条項を示す場所等

(1) 契約内容に関する事項

入札案内書に記載のとおり

(2) 入札案内書の交付場所

石川県総務部管財課資産活用室

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階

電話番号 076-225-1266

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

詳細は、入札案内書による。

第69回石川県准看護師試験公告

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、第69回石川県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和元年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験日

令和2年2月13日（木）

2 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

3 試験時間

午後1時から午後3時30分まで

4 試験場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁

5 出願に関する書類の受付期間

令和元年12月16日（月）から同月20日（金）までとする。郵送の場合は、同日まで（必着）に提出されたものに限って受け付ける。

6 出願に関する書類の請求及び提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部医療対策課管理・看護グループ

電話番号 076-225-1431（直通）

7 その他

この試験の詳細については、石川県健康福祉部医療対策課へ問い合わせること。

農業振興地域の区域の変更公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、金沢市及び野々市市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

なお、金沢農業振興地域及び野々市農業振興地域の変更区域図は、石川県農林水産部農業政策課において縦覧に供する。

令和元年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

農業振興地域名	農業振興地域を変更する区域
金 沢	金沢農業振興地域について、南新保町、大友1丁目、打木町及び中屋町の各一部を区域から除外する。
野々市	野々市農業振興地域について、長池、郷町及び郷二丁目の各一部を区域から除外する。

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社 吉田農園	小松市	小松市高堂町21番ほか21筆
街道 剛史	小松市	小松市北浅井町11番ほか8筆
辻 亮一	小松市	小松市北浅井町貳号118番
米田 甚三郎	小松市	小松市北浅井町参号56番

山岸 昇	小松市	小松市北浅井町参号154番1
岡田 正信	小松市	小松市吉竹町お4番ほか1筆
竹内 利和	小松市	小松市吉竹町お48番ほか1筆
寺本 芳樹	小松市	小松市瀬領町123番ほか6筆
辻浦 芳一	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字小間生松部54番ほか11筆
農事組合法人 SKYファーム	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字国光壺字10番ほか4筆
農事組合法人 なたうち	七尾市	七尾市中島町北免田カ206番
中村 辰生	羽咋郡宝達志水町	羽咋郡宝達志水町小川四87番ほか4筆
農事組合法人 大場坊主の里	金沢市	金沢市大場町東1496番1ほか10筆
南 幸雄	金沢市	金沢市大浦町ヨ103番1
株式会社 MEGLIY	金沢市	金沢市北塚町西56番ほか7筆
北川 雅士	金沢市	金沢市打木町西434番ほか1筆

2 認可年月日

令和元年10月29日

都市計画区域の変更公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

令和元年10月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 変更に係る都市計画区域の名称

金沢都市計画区域

2 変更に係る土地の区域

(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

金沢市戸水町タ之部63番3の地先公有水面並びに清水町、戸室新保及び若松町の各一部

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

